

令和 2 年

五所川原市教育委員会

第 1 1 回 定 例 会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

- 1 議案第47号 五所川原市中期社会教育計画の策定について P 1
- 2 議案第48号 五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を
改正する要綱の制定について P 2

議案第 47 号

五所川原市中期社会教育計画の策定について

五所川原市中期社会教育計画を別冊のとおり策定する。

令和 2 年 10 月 23 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

社会教育法第 17 条第 1 項第 1 号に基づき、五所川原市中期社会教育計画を立案したので、教育委員会の同意を得るため提案するものである。

議案第48号

五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を改正する要綱の制定について

五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年10月23日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

顕彰の範囲及び基準について、所要の事項を改めるため提案するものである。

五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を改正する要綱（案）

五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「東北スポーツ大会」を「各地方スポーツ大会」に改め、同項第6号中「青森県スポーツ大会」を「都道府県スポーツ大会」に改める。

第4条第2項中「青森県大会、東北大会」を「都道府県大会、各地方大会」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

五所川原市教育委員会「スポーツ顕彰基準」

顕彰の種類	顕彰の基準
スポーツ功労賞	1 永年（概ね20年以上）体育、スポーツの普及発展のため企画、運営に尽力し、その功績が顕著であると認められた個人（スポーツ団体の主要な役職にある者、或いはあった者）又は団体。
スポーツ特別指導者賞	1 国際大会又は全国大会等（都道府県大会1位以上）において優秀な成績を収め、他の模範となる選手の指導育成に貢献のあったと認められる者。 2 スポーツ功労賞を受賞した者は対象としない。
スポーツ指導者賞	1 永年（概ね15年以上）選手の指導育成に貢献のあったと認められる者。
スポーツ特別優秀賞	1 世界選手権、オリンピック競技会、アジア大会又はユニバーシアード大会において代表選手として出場した者。 2 全日本選手権、国民体育大会、全国高等学校総合体育大会（通信制定時制大会を含む。以下同じ。）又は全国大会において優勝した個人又は団体。 3 小学校、中学校の全国大会において優勝した個人又は団体。 4 選考会や予選会が無い全国大会に出場し、優勝した個人又は団体はスポーツ特別優秀賞の対象外とする。
スポーツ優秀賞	1 全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会において第4位までに入賞した個人又は団体。 2 国民体育大会において第8位までに入賞した個人又は団体。 3 各地方総合体育大会、各地方選手権大会において優勝した個人又は団体。 4 小学校、中学校の全国大会において第3位までに入賞した個人又は団体。 5 小学校、中学校の各地方大会において優勝した個人又は団体。 6 選考会や予選会が無い各地方大会に出場し、優勝した個人又は団体は、スポーツ優秀賞の対象外とする。
スポーツ奨励賞	1 都道府県大会において第1位程度の成績の個人又は団体。 2 都道府県大会を経て、各地方大会又は全国大会に出場した個

	人又は団体。 3 選考会や予選会が無い各地方大会を経て、全国大会に出場した個人又は団体。 4 選考会や予選会が無い全国大会、各地方大会に出場し優勝した個人又は団体。
--	--

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。